

# 宇佐市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日

宇佐市農業委員会

## 第1 改訂にあたっての基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本指針は、平成30年11月に宇佐市農業委員会において策定され『農地等の利用の最適化』を目指し、具体的目標値とその推進方策により鋭意実践してきたところである。

本市では、従来より宇佐平野を背景に県下一の穀倉地帯としての立地条件を生かして米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年は経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は、高収益の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図っていくことが必要である。

今回、当初指針で示した具体的方策をさらに掘り下げ、これまでの取り組みで得られた課題も検証した上で、担い手への農地利用の集積・集約を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組み、担い手の経営体質強化を目指していく。

「遊休農地の発生防止・解消」については、発生防止に力点を注視し、土地改良事業等により生産基盤が整備された農地の遊休状態確認にあつては、出し手・受け手のマッチングに向け優先的に利用調整を行いながら、将来像を見据えたうえで、維持すべき農地と人手をかけない農地との判別についても検討を始め、農地保全のあり方をあらためて認識し評価していく必要がある。

「新規参入の促進」については、農業次世代人材投資制度の更なる活用と、認定農業者等の中心経営体の体質強化につながる生産基盤整備を引き続き進めていく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宇佐市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する「大分県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条第1項に規定する「宇佐市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
当初 (平成30年3月)	7,920.0ha	5,440.5ha	68.7%
現状 (令和4年3月)	7,880.0ha	5,436.0ha	69.0%
3年後の目標 (令和7年3月)	7,880.0ha	6,304.0ha	80.0%
目標 (令和14年3月)	7,880.0ha	7,092.0ha	90.0%

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、令和5年度末集積率80%を第一目標とする。

注2：「宇佐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和3年3月）に基づき、集積率90%を最終目標とする。

注3：管内の農地面積については、集積率の計算上用いられる数値であり、現実的に集積可能な面積については、地域計画の策定をもって確定するものとする。

#### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の 集落営農団体
当初 (平成30年3月)	3,601戸 (381戸)	698経営体	24経営体	434経営体	34団体
現状 (令和4年3月)	2,720戸 (304戸)	628経営体	23経営体	376経営体	67団体
3年後の目標 (令和7年3月)		650経営体	29経営体	380経営体	70団体
目標 (令和14年3月)		650経営体	46経営体	380経営体	70団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しにあたっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、農林業センサスの数値を記入。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- ・農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。また、必要とされる「現況地図」及び10年後に目指すべき姿としての「目標地図」の作成に取り組む。
- ・地域計画策定にあたっては、国営かんがい排水事業計画の進捗状況に注視し、集積すべき農用地等の整合性を図っていきます。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直しに活用するものとする。地域計画策定後には、目標地図で定められた耕作者への集積を進めていく。一方で、目標地図において「今後検討」とされた農地については、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- ・管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。  
また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業活用についての検証を行う、併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
当初 (平成30年3月)	7,920.0 ha	11.0 ha	0.1%
現状 (令和4年3月)	7,891.7 ha	11.7 ha	0.1%
3年後の目標 (令和7年3月)	7,884.7 ha	4.7 ha	0.1%
目標 (令和14年3月)	7,880.7 ha	0.7 ha	0.0%

注：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

#### ② 農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

#### ③ 非農地判断について

- ・利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### ④ 新たな遊休農地の発生防止対策について

- ・広報うさ、農業委員会だより、市ホームページ等で随時農地の適正管理の周知を徹底する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人＋法人） （新規参入者取得面積）
当 初 （平成 29 年度）	4 経営体 （24.2 ha）
現 状 （令和 3 年度）	7 経営体 （22.8 ha）
3年後の目標 （令和 7 年度）	10 経営体 （40.0 ha）
目 標 （令和 13 年度）	17 経営体 （70.0 ha）

注：新規参入者数には、法人雇用や親元就農は含まない。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- ・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ② 新規就農フェア等への参加について

- ・市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ③ 企業参入の推進について

- ・担い手が十分でない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

宇佐市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、宇佐市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力